

札幌市教科用図書選定審議会に対する諮問について

令和 7 年（2025 年）5 月 12 日提出

教育長 山 根 直 樹

札幌市教科用図書選定審議会に、別紙のとおり諮問する。

（理 由）

令和 8 年度に使用する高等学校用教科用図書及び中等教育学校後期課程用教科用図書並びに特別支援教育用教科用図書について、札幌市教科用図書選定審議会に対して調査研究を諮問するため、本案を提出する。

(案)

札教推第 号

令和7年(2025年) 月 日

札幌市教科用図書選定審議会 委員長 様

札幌市教育委員会

教育長 山 根 直 樹

令和8年度に使用する高等学校用教科用図書及び中等教育学校後
期課程用教科用図書並びに特別支援教育用教科用図書について
(諮問)

令和8年度に使用する高等学校用教科用図書及び中等教育学校後期課程用教科
用図書並びに特別支援教育用教科用図書について、教育委員会が定めた調査
研究の基本方針に基づき、貴教科用図書選定審議会の調査研究報告を
賜りたく、諮問いたします。

令和7年度の教科書採択について

1 教科書採択とは

翌年度に各学校で使用する教科書を決定すること。

2 教科書採択の分類と採択替えの周期

小学校用 ※1 原則4年ごと（直近では、令和5年度に採択替えを実施）

中学校用 ※2 原則4年ごと（直近では、令和6年度に採択替えを実施）

高等学校用 ※3 毎年度

特別支援教育用 毎年度

※1 義務教育学校前期課程を含む。

※2 義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程を含む。

※3 中等教育学校後期課程を含む。

3 令和7年度の教科書採択

小学校用 現在使用している教科書と同じものを採択

中学校用 現在使用している教科書と同じものを採択

高等学校用 採択替え

特別支援教育用 採択替え

空白ページ

令和8年度に使用する高等学校用、中等教育学校後期課程用 教科用図書の調査研究の基本方針

1 調査研究の方法

- A 各学校の使用希望教科用図書について、調査研究を行うこと。
- B 高等学校用教科書目録（令和8年度使用）、教科書編修趣意書等を参考として、調査研究を行うこと。

2 調査研究の観点

- A 各学校が作成する「令和8年度使用希望教科用図書一覧表」を基礎資料とすること。
- B 札幌市の地域性及び「札幌市教育振興基本計画」・「札幌市学校教育」における札幌市の教育方針を踏まえた上で、各学校の教育課程との関連、生徒の能力・適性等への適合という視点を重視して調査研究を行うこと。

空白ページ

令和８年度に使用する特別支援教育用 教科用図書の調査研究の基本方針

1 調査研究の方法

北海道教育委員会から示される「令和８年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第９条に規定する教科用図書の採択基準」に基づき、次により調査研究を行うこと。

- A 北海道教育委員会が作成する「令和８年度使用小・中学部を置く特別支援学校及び小・中学校特別支援学級教科用図書（一般図書）採択参考資料」（以下「一般図書採択参考資料」という。）の対象となっている一般図書について、調査研究を行うこと。
また、種目によって、「一般図書採択参考資料」の対象となっていない図書の中に教科用図書の候補となるものがある場合、それを加えて調査研究を行うこと。
- B 「一般図書採択参考資料」を参考として、調査研究を行うこと。

2 調査研究の観点

- A 「一般図書採択参考資料」を基礎資料とすること。
- B 札幌市の地域性及び「札幌市教育振興基本計画」・「札幌市学校教育」における札幌市の教育方針を踏まえた上で、「一般図書採択参考資料」の調査研究の観点に基づき、調査研究を行うこと。また、札幌市立小・中学校特別支援学級及び特別支援学校小・中学部児童生徒一人一人が、発達段階等に応じて効果的に教科用図書を活用できるよう考慮すること。